

用することは、通信相手たる他人の通信の用にその設備を供していることとなる。

なお、コンテンツ・プロバイダなどの場合であっても、ウェブサーバ等の特定電気通信設備を用いてサービスを提供しているのであれば、特定電気通信設備を他人の通信の用に供していることとなるので、その場合は、特定電気通信役務提供者に該当するが、そのほとんどの場合は自らの情報を発信しているのであり、「発信者」に該当するものと考えられる。

4 第4号 発信者

(1) 趣旨

本号は、発信者として特定電気通信において情報を流通過程に置いた者を定めるものである。

本法律は、他人の権利を侵害する情報を流通過程に置いた者（一義的に私法上の責任を負うべき者）以外の者で情報の流通に関与したものである特定電気通信役務提供者の私法上の責任が制限される場合を明確にするものであり、また他人の権利を侵害する情報を流通過程に置いた者の特定に資する情報を開示するための手続を定めるものであることから、特定電気通信においてどのような行為を行った者が情報を流通過程に置いた者であるかを明確に定めておく必要がある。

当該情報の流通によって他人の権利が侵害された場合、その責任を一義的に負うべき者は、当該情報を流通過程に置いた者であり、特定電気通信においては、特定電気通信役務提供者の特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録される情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録した者又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力される情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者がこれに該当することから、これらの者を「発信者」として定義するものである。

なお、誰が情報を流通過程に置いた者に該当するかは、当該情報を流通過程に置く意思を有していた者が誰かということに関わる。したがって、法人の従業員が業務上送信行為を行ったに過ぎないような場合は、発信者は当該法人であるが、受委託の関係があるものの委託先の業者が委託元とは独立して情報流通に関与しているような場合は、委託先の業者が発信者となるものと考えられる。

(2) 用語の説明

① 「記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録」

蓄積型の特定電気通信における発信者の行為を捉えたものである。蓄積型の特定電気通信（ウェブページ等）においては、情報を発信しようとする者は、特定電気通信設備（ウェブサーバ等）の記録媒体（ハードディスク等）に自己の発信しようとする情報を記録することによって、当該情報を流通過程に置いている。特定電気通信設備